

## 再発防止対応

平成22年3月  
(社)日本塗料工業会  
製品安全委員会  
PL対策連絡会

塗料・塗装は、あらゆる分野で人々の生活に役立っていますが、使い方によっては、汚れたり健康を害したり不具合を生じます。従って正しく使ってもらうことが大切です。今回、化学物質に敏感な方々にも配慮した注意喚起の標識を作成しました。日塗工が相談を受けた事例を3例記載しましたのでご理解いただき、再発防止にご協力願います。

### 塗料・塗装に係る化学物質過敏症トラブル事例

#### 事例－1

**発生状況：**銭湯が休みの日に、銭湯の経営者が塗装業者に依頼して風呂場の天井・壁面上部に塗装を実施した。翌日営業を再開したが、ある女性が当日25分間程利用して帰宅した後、全身がヒリヒリ、眼が真っ赤、手足マヒ、呼吸困難等の症状が出て大変な状態になった。本件は重大事故として独立行政法人製品評価技術基盤機構(略称 NITE、経産省管轄)に報告され、厚労省のホームページでも公開された。銭湯の経営者及び塗装業者、塗料メーカーとは最終的には和解された。塗料メーカーからは適正なラベルや MSDS は提供されていたが、塗装現場では「注意喚起の貼り紙」までは至っていなかった。

**再発防止対策のポイント：**トラブル事例の共有化及び横展開。

#### 事例－2

**発生状況：**隣の新築中の家で外壁塗装する時、何の連絡もなくネット防御もせずに塗装したので、開けていた窓からシンナー成分が入り主婦が化学物質過敏症になり病院で治療した。

**再発防止対策のポイント：**近隣住宅への注意喚起の徹底。

#### 事例－3

**発生状況：**業者に頼んで室内を弱溶剤タイプの塗料で塗装してもらったら、主婦がシックハウス症にかかった。ご主人は塗装時に出勤していなかった。

**再発防止対策のポイント：**室内塗装には水性タイプの塗料を推奨すること。

塗装時、塗装後一定期間は換気の徹底及び近寄らないように注意喚起する。